

3月24日(木)、主催者である健康なまち専門部会長と調整の上、4月17日(日)開催予定の『小平グリーンロード歩こう会』事業を中止とし、3月中に役員へ中止の連絡を行うとともにホームページにて事業中止の掲載を行い周知する。

参加者や役員への事前連絡及びホームページ掲載による中止の周知により、参加予定者からの苦情や混乱を招くことはなかった。

(9) 市民への周知

- ・ 体育施設の事前予約者及び団体へ電話連絡等により休止、還付手続きの事前連絡。
- ・ 学校校庭開放、体育館開放利用者へ休止等の電話連絡。
- ・ 事業及び教室の役員・参加者へ中止等の電話連絡及びホームページ掲載、ポスター掲示により周知。
- ・ 体育施設及び学校開放に係る休止、再開を電話連絡、ホームページ掲載、ポスター掲示により周知。節電対応は今後も継続していくため、利用者への周知はわかりやすくスピード感をもって対応していきたい。

(10) 計画停電の対応

利用者へは事前に周知していたこともあり問題なかった。施設についても、停電開始時には非常灯も作動し問題はなく、停電終了後も委託業者へ施設管理を引き継ぎ、計画停電の日のいずれにおいてもトラブルなく終了した。

(11) 施設の主な被害状況等

市民総合体育館

- ・ 温水プールの配管から水漏れ＝3月中に補修済。
- ・ 第一体育室の天井通路をつなぐブロックの亀裂等＝3月中に補修済。

花小金井武道館

- ・ 非常階段の2階コンクリート部分の破損等＝3月中に補修済。

3月11日(金)東日本大震災の翌日から体育施設の目視点検を行い、早い段階で補修個所の確認・対応ができたことから3月中に補修が終了した。

(12) 八ヶ岳山荘における被災者の受入れ

3月22日(火) 八ヶ岳山荘を被災者の受入れ施設として決定、準備を始める。

3月31日(木) 受入準備完了

受入期間：3月31日(木)～5月5日(木・祝)

受入人員：40人程度

費用：無料

4月12日(火) 八ヶ岳山荘及び周辺状況確認のため職員派遣、一部残雪あるも問題なし。

※4月末までに問い合わせが2件あったが、結果的に受入れ期間中の利用者はなかった。

➤ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 15時頃から	・平櫛田中彫刻美術館及び鈴木遺跡資料館は地震発生時来館者なし、体育施設の利用者の避難誘導、その後各施設臨時休館 ・各施設の被害状況確認作業開始

3月11日(金) 15時30分頃	・防災安全課へ各施設被害状況を報告
3月11日(金) 20時30分頃	・各施設の応急復旧作業終了
3月11日(金) 21時頃	・職員解散(生涯学習推進課職員1名帰宅困難のため市内に宿泊)
3月11日(金) ～14日(3月末まで) 3月19日(土) ～26日(4以降)	・体育施設予約者及び学校開放施設利用者へ中止及び利用時間変更の連絡
3月12日(土)～31日(木)	・市民総合体育館及び外部施設の施設再点検、必要に応じ修繕
3月12日(土)	・平櫛田中彫刻美術館現状再確認と開館(3月13日(日)まで) ・鈴木遺跡資料館開館(3月16日(水)まで) ・小平第六小学校社会教育施設開放継続(3月18日(金)まで)
3月14日(月)～3月18日(金)	・市民総合体育館を除く体育施設を利用時間9:00～17:00で貸出
3月14日(月)	・計画停電開始 ・平櫛田中彫刻美術館展示替えのため当初より休館(3月15日(火)まで) ・市内指定文化財の現地調査を行い、被害がないことを確認 ・臨時校長会にて体育施設等の貸出中止、放課後子ども教室の対応について周知
3月15日(火)～4月30日(土)	・体育施設利用者への連絡及び還付受付処理(苦情等電話対応・窓口対応)
3月16日(水)	・平櫛田中彫刻美術館開館(3月18日(金)まで)
3月19日(土)～3月31日(木)	・平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館及び体育施設・学校開放施設を休館
3月22日(火)	・八ヶ岳山荘を被災者受入施設として決定、準備開始
3月22日(火)～	・災対健康福祉部の応援派遣 生涯学習推進課職員1名体制(3月29日(火)まで、情報サポート業務) 体育課職員3名体制(3月31日(木)まで、義援金募金活動等)
3月24日(木)	・平櫛田中彫刻美術館展春のお茶会(4月15日(金)～17日)中止決定 ・小平グリーンロード歩こう会(4月17日(日))中止決定
3月25日(金) 17時30分	・市役所及び一橋学園駅にて災害義援金募金活動(FC東京等とともに体育課職員対応)
3月31日(木) ～5月5日(木・祝)	・八ヶ岳山荘、被災者受入れ(無料開放)
4月1日(金)～4月30日(土)	・平櫛田中彫刻美術館及び鈴木遺跡資料館(4月2日(土)～)開館再開 ・体育施設貸出再開(17:00まで) ・学校開放施設開放再開(校庭:8:30～17:45、体育館9:00～17:00)
4月12日(火)	・八ヶ岳山荘現地及び周辺状況確認(一部残雪あり)
4月16日(土)～4月30日(土)	・公共施設を通常再開する。ただし、体育施設は5月1日(日)から通常となる(ナイター施設は5月以降も引き続き利用中止とする)。

## 16 議会事務局（協力部）

### (1) 地震発生時

地震発生時には、会議等の開催はなかったものの、議会関係施設には、議会事務局職員と議員の計14人が滞在していた。

議会関係施設は市庁舎の最上階である7階および8階に位置しており、まっすぐ歩けないほどの強い横揺れに見舞われた。人的な被害はなかったが、天井パネルの破損やロッカーの転倒、本棚からの本の落下などの物的被害がみられた。

### (2) 議員への連絡体制について

#### ア 問題点

従来、議員への緊急連絡については、ファックスを自宅に送信することで行っていたが、今回地震発生当日の夕方に送信したファックスについては、電話回線が混雑していた影響で、当初半数以上の議員宅に

送信することができなかった。何度か再送信を試みたが、最終的に28人中10人の議員宅への送信ができず、自宅まで情報を届けに行くこととなった。

#### イ 今後の対応

このような通信状況が不良の状況においては、電話やファックスよりもメールのほうがより確実に通信できることがわかったので、新任期の議員とは、電子メールでも緊急時の情報交換ができるようにした。

#### ▶ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 15時頃	議場、議員控室等の被害状況確認 ・議長を含め3人の議員が7階に在室。状況が落ち着いてから帰宅していただいた。 ・議会図書室で大量の本が棚から落下したほか、一部の議員控室でロッカーの転倒や本の落下があった。 ・議場の天井格子パネル等が一部破損した。
3月11日(金) 15時10分	防災安全課に初回状況報告
3月11日(金) 16時30分頃	第1回災害対策本部会議に出席
3月11日(金) 17時40分頃	防災安全課が作成した「市内の被害状況」を議員宅に一斉ファックスするが、通信状況不良のため、28人中10人の議員宅に送信できず。その後議会事務局職員で手分けをして議員宅に情報を届けに行く。
3月13日(日) 23時30分	第2回災害対策本部会議に出席
3月14日(月) 13時00分	市長から各会派幹事長に対して状況等の報告があった。(議長が市長に要請し実施したもの。)
3月14日(月) 10時30分	第3回災害対策本部会議に出席
3月14日(月) 18時00分	第4回災害対策本部会議に出席
3月16日(水)	幹事長会議開催 ・地震災害の義援金について協議が行われ、全国市議会議長会が災害支援本部を設置し、義援金の取りまとめを行う旨の連絡があったことを受け、同対策本部経由で送金することに決定した。義援金は議員親睦会において積み立ててきた私費82万9千円を支出することとし、即日送金した。 ・3月23日(水)開催予定の定例会最終日の開議時刻については、地震に伴う計画停電が東京電力により実施されているが、不確定要素も多くあり現時点で停電時間の予測が難しい状況にあるため、会議規則どおり午前9時から開催したい旨議長から報告があった。
3月17日(木)	議会運営委員会開催 ・3月23日(水)開催予定の定例会最終日の開議宣告後、地震の犠牲者等に対し黙祷を行うこととした。
3月17日(木) 9時00分	災害対策本部が作成した「東北地方太平洋沖地震に伴う市内公共施設等の休館、土曜窓口の休止について」(資料編13参照)を議員宅に一斉ファックスした。
3月17日(木) 15時00分	第5回災害対策本部会議に出席
3月23日(水)	3月定例会最終日 ・計画停電は回避され、支障なく終了した。 全員協議会を開催 ・東北地方太平洋沖地震について市長から報告。
3月28日(月) 13時15分	第6回災害対策本部会議に出席
4月12日(火) 14時00分	第7回災害対策本部会議に出席
4月14日(木) 9時00分	市長から各会派幹事長に対して状況等の報告があった。(議長が市長に要請し実施したもの。)
5月6日(金)～5月11日(水) (6日間)	被災地(岩手県釜石市)へ職員1名を派遣 (避難所運営支援業務など)

## 17 選挙管理委員会事務局（協力部）

### (1) 兼任事務職員

統一地方選挙前半の東京都知事選挙の告示日を3月24日(木)に控え、14日(月)から兼任事務職員の従事が始まろうとしていた11日(金)の午後に震災は発生した。14日(月)朝の兼任事務職員辞令交付式は震災対応のために、約3分の1の職員が欠席する事態となった。その日の朝から兼任事務職員として従事予定であった防災安全課職員は、そのまま防災安全課で従事することになったが、選挙準備で災害対策本部への派遣対応は不可能であったため派遣相当とさせてもらった。

### (2) 投票事務

震災の影響で、計画停電が実施されることになり、選挙の期日前投票期間中及び選挙期日に実施された場合に、投票事務をどのように執行管理していくかを検討した。名簿対照及び投票用紙交付事務を機械化しているため、停電が実施されると投票事務に大変な支障をきたすことになる。よって、東京都、総務省を通じて東京電力(株)に選挙期間中は計画停電を実施しないように働きかけを行った。また、地区で初めて計画停電が実施された3月16日(水)、停電対応の検証を行い、非常用発電設備により給電される健康センター1階部分に、特設会場を設けて実施することとした。しかし、結果的には選挙期間中の計画停電は見送られたため、特設会場を設けることはなかった。

### (3) 計画停電対応の周知

市議会議員選挙入場整理券に計画停電が実施された場合の注意書を掲載し周知を図った。

## ➤ 主な活動経過

月日(時分)	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 16時30分頃	第1回災害対策本部会議に出席
3月13日(日) 23時30分	第2回災害対策本部会議に出席
3月14日(月)	統一地方選挙兼任事務職員として、3月31日まで従事予定であった防災安全課職員を、そのまま防災安全課事務従事(派遣相当)とする
3月14日(月) 10時30分	第3回災害対策本部会議に出席
3月14日(月) 18時00分	第4回災害対策本部会議に出席
3月16日(水)	初の計画停電実施に伴い、停電時の期日前投票事務の実施方法を検証。非常用発電設備により給電されている健康センター1階部分に、特設会場を設けての実施とすることとした。
3月17日(木) 15時00分	第5回災害対策本部会議に出席
3月23日(水)	市議会各会派に「計画停電に伴う統一地方選挙の期日前投票所について」の文書を配布。選挙期間中に計画停電が実施された場合の対応策を周知。
3月28日(月) 13時15分	第6回災害対策本部会議に出席
4月12日(火) 14時00分	第7回災害対策本部会議に出席
4月18日(月)	配達開始される市議会議員選挙入場整理券に計画停電が実施された場合の注意書を掲載し周知を図る。

## 18 監査事務局（協力部）

### (1) 初動態勢

地震発生時、かなりの揺れを感じたため、職員全員机の下に避難するよう指示、揺れが治まり次第、直ちに室内を点検、異常は見当たらなかった。16時30分頃、第1回災害対策本部会議に出席し、庁内、市内の被害状況の報告等があり、夕方以降は自宅待機となった。当日は交通機関がストップしたため、職員はそれぞれ徒歩等で帰宅した。

### (2) 災害対策本部への応援

3月16日(水)、29日(火)及び4月5日(火)に災害対策本部への応援のため、主査各1名を派遣した。業務内容は市民からの電話対応で、計画停電に関する問い合わせが主だった。東京電力の計画停電のグループ分けが分かりづらかったようである。

### (3) 計画停電による監査事務への影響

監査事務は電子媒体で管理をしているものがほとんどであるため、午前から計画停電の場合、当初から予定していた業務を手作業でできるものに変更した。

また、非常電源装置に切り替わり、照明が3分の1になったため、部屋が暗く、多少事務に支障をきたした。

## ▶ 主な活動経過

月日（時分）	活動事項
3月11日(金) 14時46分	東北地方太平洋沖地震発生
3月11日(金) 16時30分頃	第1回災害対策本部会議に出席
3月13日(日) 23時30分	第2回災害対策本部会議に出席
3月14日(月) 10時30分	第3回災害対策本部会議に出席
3月14日(月) 18時00分	第4回災害対策本部会議に出席(計画停電、災害対策本部への応援職員の派遣依頼、各部からの報告等)
3月16日(水) 09時～17時	災害対策本部へ応援職員の派遣(主査1名:市民からの電話問い合わせ対応)
3月17日(木) 15時	第5回災害対策本部会議に出席(外部施設の節電対策、各部からの報告等)
3月28日(月) 13時15分	第6回災害対策本部会議に出席(被災者・避難者の受入計画、被災地への人的支援等、閉館中の公共施設の取扱い等)
3月29日(火) 09時～17時	災害対策本部へ応援職員の派遣(主査1名:市民からの電話問い合わせ対応)
4月5日(火) 09時～17時	災害対策本部へ応援職員の派遣(主査1名:市民からの電話問い合わせ対応)
4月12日(火) 14時	第7回災害対策本部会議に出席(災害対策本部の廃止と今後の対応、公共施設の再開、職員の被災地等派遣、各部からの報告等)
4月22日(金)	被災地(岩手県釜石市)への派遣要請(財務部・会計課・監査事務局から1名:5月26日～5月30日)

## 19 消防団（消防部）

### (1) 地震発生に係る警戒活動

3月11日(金)の地震発生後、庁舎内も混乱状況であったが、鈴木洋一団長が、携帯電話等により防災安全課と連絡がとれない中、自身の判断で直ちに(15時頃)市庁舎へ参集した。

各分団においても、小平市消防団活動における震災に関する基準(資料編2参照)では、「震度5強未満の地震が発生し、消防団長が必要と認めた時」は参集することとなっているところ、分団長によっては自己判断で詰所参集した。

その後、団長から分団に対して、参集指示、区域内の巡回を指示したことにより、多くの消防団員が各々の担当区域内を巡回し、また、緊急で担当区域外のブロック塀倒壊現場へも出動させる柔軟な対応をとった。

結果的には、小平市内では大きな被害がなかったことから、21時には解散指令を出すことができたが、それまでの間、消防団の全分団が市内の状況を確認したことは、市にとって大きな戦力となった。

その後の時間経過に伴う、消防団の行動は下記のとおりである。(防災行政無線でのやり取りからの記録)

時分	活動事項
14時56分	第八分団から詰所に参集した報(磯野分団長 1名)
15時00分	第一分団から詰所に参集した報(阿部分団長 1名)
15時10分	第八分団から詰所に参集した報(磯野分団長以下 3名)
15時17分	学園東町でブロック倒壊の報あり、第八分団に現地確認を指示
15時20分	第三分団から詰所に参集した報(梅田分団長 1名)
15時21分	鈴木団長から全団員に対し、参集指令並びに区域内の巡回指示
15時35分	大沼町2丁目でブロック倒壊の報あり、第一分団に現地確認を指示
15時45分	第八分団から学園東町の現場の暫定処理完了の報、分団区域内の巡回実施の報
15時45分	第七分団から分団区域内の巡回実施の報(参集人員 不詳) 第五分団から詰所に参集した報(参集人員 3名)
15時50分	第四分団から詰所に参集した報(参集人員 3名)
16時20分	小川町1丁目でブロック塀倒壊の報あり、交通には支障ない 第一分団に現場確認指示
16時25分	第四分団から分団区域内の巡回実施、異常なしの報
16時28分	第一分団から小川町1丁目の現場確認の報 第八分団から上水本町の巡回実施、異常なしの報
16時35分	第一分団から分団区域内の巡回実施、異常なしの報
16時40分	第七分団から分団区域内の巡回実施、異常なしの報
16時50分	第四分団から分団区域内の巡回実施、異常なしの報
16時55分	第九分団から分団区域内の巡回実施、異常なしの報
16時56分	第三分団から分団区域内の巡回実施、異常なしの報
17時00分	第五分団から分団区域内の巡回実施、異常なしの報
17時20分	第一分団から小川町1丁目でブロック塀倒壊の報
17時45分	同時刻現在 各分団の参集状況 第一分団 12名、第二分団 6名、第三分団 7名、第四分団 6名、第五分団 6名、 第六分団 12名、第七分団 5名、第八分団 8名、第九分団 6名
17時45分	鈴木団長から詰所待機を指令
21時00分	詰所待機を解除、団員に自宅待機を指示(翌日6時00分解除)。

## (2) 計画停電に係る広報活動等

3月13日(日)16時30分から19時まで、計画停電の際の古い石油ストーブやロウソクの使用による火災警戒のための広報及び詰所待機を行い、小平市での計画停電の実施初日であった3月16日(水)にも、広報及び詰所待機を行った。

このほか、東京消防庁の被災地派遣に伴う市内の防火防災力の低下に伴っての警戒強化など、市内も非常事態であるとの認識で、消防団についてはいつでも火災出動できる態勢とした。

## (3) 消防団員の物資援助等に関する協力体制

3月20日(日)午後には岩手県釜石市職員への衣類等の搬送に際して、鈴木団長からも団員へ呼び掛け、

多くの団員から衣類等の提供があったとともに、物資の仕分け及びトラックへの積み込みにも協力があった。

また、石巻市からの自転車提供依頼の際にも、団員やその家族からの提供のほか、自転車販売業を営む団員から複数台の提供があった。

#### (4) 活動の評価

発災直後から、その後の計画停電への対応や被災地支援等に至るまで、様々な場面で消防団の活動や団員の協力があり、地域に根差した消防団の存在感、そしてその機動力、団結力等の強みが、大いに発揮された。

## 第3章 総括と今後への課題

### 1 災害発生の中動

今回の地震は、平日の日中の発生であったため、帰宅困難者対応、市立小中学校の児童生徒や市立保育園の園児等の引き取り等の対応は、地震の発生による混乱(情報の錯綜、電話の輻輳等)を受けながらも、大きな支障なく行うことができたといえる。こうした中、例えば、発災当日、災害対策本部員である部長職、施設管理を担当している部署、市立小中学校、学童クラブ及び保育園での引取り等に従事した職員並びに緊急中動要員の一部は、徹夜ないしは深夜まで災害対応にあたり、その他多くの職員も上司等の指示を受けてから帰宅する場面が多かった。しかしながら、一部の職員については、上司等の指示を待たずに勤務時間の終了とともに直ちに帰途につく姿も見られ、職員の間、災害対応への温度差が若干感じられた。

今回の地震は、小平市では震度5弱であり災害対策本部を直ちに設置する基準(震度5強)に満たなかったこと、市内には大きな被害は発生していないこと等から、地震発生当日の状況は、結果として必ずしも全職員が職場に待機すべき状況ともいいがたい面もあり、禁足や自宅待機等について市内に具体的に指示を徹底することができなかったものの、職員の態勢の確保に係る措置、あるいは職員の意識のあり方は、今後の災害発生時における中動の課題といえる。

さらに、こうした大地震が休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合にあっては、職員の参集が最初の大きなハードルとなる(その参集状況予測については、先に策定した業務継続計画に記載)。今回のような混乱した状況あるいはさらに悪化した状況(道路交通のマヒ、鉄道の長期運行停止、携帯電話等の通信状況の途絶等)での、職員の迅速な参集を確保することについては、今後引き続き検討せねばならない課題である。

### 2 災害対策本部の機能と運営

今回の地震は、災害対策本部を直ちに設置する震度に満たないものであったが、その後の計画停電への対応、被災地への支援等への対応のため、設置したものである。

こうした本部の設置もあり、震災関連の事務については、全庁的に各部局で対応を行った。災害対策本部における災对各部の分掌事務は、小平市災害対策本部条例施行規則及び小平市地域防災計画において定めているところであるが、これは小平市が直接の被災地となり、地震により大きな被害を受けることを想定したものである。今回の震災では、小平市が直接の被災地ではなく、同規則等に定める分掌事務を直ちに当てはめることは難しい面もあり、かつ、通常の市役所業務については原則として継続しなければならない中、各部局は積極的に震災関連の事務に当たったことは、大いに評価できる。

一方、本部の運営については、平成21年度の小平市新型インフルエンザ対策本部の設置の際の経験を踏まえ、通常時のボトムアップ方式の意思決定ではなく、トップダウン方式の指揮命令を実施する場であることを心がけた。こうした点から、節電協力のための市公共施設の閉鎖等の迅速な実施が行えたものといえる。

しかしながら、本部会議の運営については、決定事項の伝達、協議又は連絡調整のいずれの場であるの



か、やや不明確であったため、運営のあり方については今後の検討を要する。

また、災害対策本部会議は、部長職以上の職員で開催したために、事案の決定等がスムーズに運んだ点はメリットであったが、実務に当たる課長職以下に災害対策本部会議の内容や決定又は指示事項が十分に伝わらず、業務の処理に円滑さを欠く例も見られた。この点については、災害対策本部に係る情報の伝達、共有等の徹底、災害対策本部の開催のあり方（各部庶務担当課長等の同席を認めることや、ケースに応じては課長職を主とした会議の開催など）について、検討の必要性が認められる。

### 3 全庁的な取り組み

震災への対応に当たっては、市の各部局が災対組織としての分掌事務又は通常業務に係る分掌事務に関連して、各種の業務を全庁的に実施した。

こうした対応がとれたことは、今回の震災対応における大きな成果である。

このほか、先に策定した業務継続計画に則り非常時優先業務以外の通常業務を休止しているという状況ではなかったが、節電協力の率先的な対応として実施した公共施設の休館措置に伴い、施設の職員の多くが災対健康福祉部ほかの応援に当たり、業務に従事したほか、計画停電に係る問い合わせ対応等のために、全庁的な職員の応援態勢をとった。

こうした対応は、市の業務継続において、大きなポイントとなるところであり、これが現に実施されたことは、今後の災害対応にとって、意義のある前例となった。

また、この対応により、直接に応援業務に従事した職員のみならず、他の職員に対しても、意識の向上に一定の寄与があったといえる。

### 4 マンパワーの確保

今回の震災にあっては、小平市内の人的被害はなく、また物的被害も大きなものではなかったが、これまで想定されている首都直下地震のように、小平市においても大きな被害が発生した場合には、今回と比して数段困難な対応をすべきこととなる。今後こうした事態が発生した場合に、膨大な業務を執行するための備えとして、先に記述した休日、夜間等における職員のより確実な参集のほか、嘱託職員等も含めた市の全職員の活用やOB職員等の活用による人的資源の確保と充実、及び、戦力となる職員を、市においてどのような配置をし、又は応援体制を組むことが適切であるかについても、検討が必要である。

さらに、現在の非正規職員が多数を占める市の職員体制における人員態勢をいかにして確保するかといった視点からも、検証する必要性が認められる。

### 5 ハード面の備え

防災行政無線は、関係機関等との通信を行うデジタル移動系及び市民への情報伝達手段としての同報系のいずれも、今回の震災対応にあっては活用の度合いが高かった。また、緊急時の広報手段として備えのあった市ホームページ「緊急災害情報」及びメールマガジン「防災緊急情報」は、市民への迅速な情報伝達に大いに貢献した。非常時優先電話はa uについては有用であった。毛布、非常食等の備えについては帰宅困難者対応等で使用した。一方、例えば飲料水（PETボトル飲料）については、帰宅困難者対応にあっては災害時応援協定の締結先企業から提供いただいたが、市でもある程度の備蓄は必要と考えられる。

また、市庁舎にあっては非常用発電設備を備えていたため、計画停電時においても業務を停止する度合いを比較的少なくすることができた。一方、健康福祉事務センター、市立小中学校等のように非常用発電設備を備えていない施設では、停電の影響を大きく受けることとなった。小平・村山・大和衛生組合では、計画停電に際して焼却炉の運転を停止したため、未処理のごみが発生するなど、ごみの処理に影響を受けた。

こうしたハード面での備えについては、その有無が発災後の対応に大きく差を生じることにつながることに、及び、発災後にあっては調達が難しくなることから、平常時からの準備の必要性が改めて認識された。

## 6 地域防災計画で想定していない事象への対処

東日本大震災では、小平市地域防災計画等において想定し、市の防災施策の前提となっている事象ではなく、計画停電を始めとして、計画に記載のない多くの事象に対処することとなった。このため、実質的には地域防災計画に記されている対応を踏まえながらも、手探りながら柔軟に対応して逐次対処をし、結果として大過なく処理することができた。

しかしながら、大規模停電や帰宅困難者の発生は、今後の震災発生時にも危惧される場所であり、こうした事象への対応のあり方は、今後の検討課題である。

また、東日本大震災を踏まえて、国や都での防災計画の見直しが見込まれ、小平市としても、それに準じて地域防災計画等の見直しを行うことも考えられる。この際には、地域防災計画等の計画のあり方、すなわち計画においてどこまでを想定し、どこまでを定めるのか（計画はあくまでも原則を定めるものとして、実際の対応については、その都度柔軟な判断や弾力的な運用をするものとするなど）等から検証しなければならないものとする。

## 7 今後予想される「危機」に対応するために

東日本大震災にあっては、市としてかつてない経験を得た。市としては平成21年の新型インフルエンザ発生時に小平市新型インフルエンザ対策本部を設置したところであるが、今回は小平市災害対策本部を初めて本格的に設置するに至った。

今後、市として、震災をはじめとする各種の危機事象に対応するためには、まずは今回の市の対応を振り返り、課題等を発見、検証し、今後の改善につなげていくことが必要である。

第2章で各部局が示しているとおり、今回の震災対応にあっては、災害対応業務に限らず、通常業務についても多くの教訓を残している。本章において記載する他項に限らず、こうした教訓を生かし、各部局においても備えの充実等を行わなければならない。

本書は、そのための第一歩として作成したものであり、まずは職員が、本書を参照することによって、東日本大震災での市の対応を振り返り、これを想起することによって、危機に対する意識を向上し、今後生かすことが肝要である。

# 資料編

## 1 小平市災害対策本部条例その他関係例規

### ○小平市災害対策本部条例（抄）

（本部の組織）

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、小平市規則で定める。

（職務）

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を統括する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

### ○小平市災害対策本部条例施行規則（抄）

（本部長室の所掌事務）

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

(1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。

(2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(3) 避難の勧告又は指示に関すること。

(4) 東京都及び公共機関に対する応援の要請に関すること。

(5) 隣接市との相互応援に関すること。

(6) 災害救助法の適用の要請に関すること。

(7) 公用令書による公用負担に関すること。

(8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

第3条 本部長室は、次の者をもつて構成する。

(1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）

(2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）

(3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

（副本部長）

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもつて充てる。

2 小平市災害対策本部条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、市民生活部に關する事務を担当する副市長である副本部長、他の副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

※第4条第2項は、平成23年4月1日付けで次のように改正

2 小平市災害対策本部条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもつて充てる。ただし、他の地方公共団体その他の団体に派遣された者を除く。

企画政策部長 総務部長 財務部長 市民生活部長 市民生活部理事 次世代育成部長 健康福祉部長 健康福祉部理事 環境部長 都市開発部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 教育部理事 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 消防団長

2 前項に掲げる者のほか、本部長が必要があると認めるときは、小平市の職員のうちから本部員を指名することができる。

※第5条は、平成23年3月31日付けで次の1項を追加

3 本部員に事故があるときは、本部員があらかじめ指名する者(次条において「本部員代理」という。)がその職務を代理する。

(部の編成等)

第6条 部(小平市災害対策本部条例第2条第1項に規定する部をいう。以下この条において同じ。)の編成及び分掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 部に属すべき本部の職員は、別表に定める者とする。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 班長は、部長の命を受け、班の事務を統括する。
- 5 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

※第6条は、平成23年3月31日付けで次のように改正

(部の編成等)

第6条 部(小平市災害対策本部条例第2条第1項に規定する部をいう。以下この条において同じ。)の編成及び分掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 部に属すべき本部の職員は、別表に定める者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、部長が必要があると認めるときは、班に副班長を置き、あらかじめ部長が指名する職員をこれに充てることができる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部長及び副部長に共に事故があるときは、本部員代理(部長である本部員の職務を代理する本部員代理に限る。)が部長の職務を代理する。
- 6 班長は、部長の命を受け、班の事務を統括する。
- 7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

(職務権限)

第7条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(部班長会議)

第8条 本部長は、災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、部班長会議を招集することができる。

別表(第6条関係)

部及び班の編成

部	部長(副部長)	班	班長	班員	分掌事務
災対調整部	市民生活部理事	本部班	防災安全課長	防災安全課に所属する職員	1 災害対策の総合調整に関する事。 2 本部長室及び部班長会議の運営に関する事。 3 防災会議の運営に関する事。 4 災害関連情報の総括に関する事。 5 防災無線の統制及び活用に関する事。 6 避難の勧告、指示その他本部長命令の伝達に関する事。 7 都、他の市町村及び関係防災機関等との連絡調整に関する事。 8 他の部の所管に属さないこと。
災対企画政策部	企画政策部長	広報班	政策課長	政策課に所属する職員、企画政策部参事及び秘書広報課又は行政経営課に所属する職員	1 災害に関する広報及び広聴に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。
災対総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課又は職員課に所属する職員、総務部参事及び情報システム課又は検査課に所属する職員	1 車両の調達及び配車に関する事。 2 職員の動員、服務及び給与に関する事。 3 労務供給の要請に関する事。 4 庁舎(健康福祉事務センターを除く。)の防災及び維持管理に関する事。
災対財務部	財務部長	財政班	財政課長	財政課に所属する職員	1 災害対策関係予算に関する事。 2 災害救助法の適用申請に関する事。
		調査班	税務課長	税務課又は収納課に所属する職員	1 被害状況等の調査に関する事。 2 災証明書の発行に関する事。 3 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事。
		調達班	契約管財課長	契約管財課に所属する職員	1 食糧及び救援物資の調達並びに輸送に関する事。 2 資器材の調達に関する事。 3 不動産の調達に関する事。
災対市民生活部	市民生活部長	調査協力班	市民課長	市民課に所属する職員	1 調査班への協力に関する事。 2 遺体の埋火葬に関する事。
		施設班	地域文化課長	地域文化課に所属する職員及び市民生活部参事	1 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事。
		産業班	産業振興課長	産業振興課に所属する職員	1 農耕地及び畜産等の被害状況の調査に関する事。 2 被災農家及び中小企業等の融資に関する事。
災対次世代育成部	次世代育成部長	保育班	児童課長	児童課又は青少年男女平等課に所属する職員、次世代育成部参事及び保育課に所属する職員	1 保育園児及び児童の避難誘導並びに救護に関する事。 2 災害時の保育に関する事。 3 災害時の学童クラブに関する事。
災対健康福祉部	健康福祉部長 (健康福祉部理事)	援護班	高齢者福祉課長	高齢者福祉課に所属する職員	1 食糧及び救援物資の配分並びに管理に関する事。 2 義援金品の受領及び配分に関する事。 3 ボランティアの受入れに関する事。 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。 5 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 6 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事。 7 健康福祉事務センターの防災及び維持管理に関する事。

		避難班	介護福祉課長	介護福祉課、障害者福祉課、生活福祉課又は保険年金課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の避難誘導に関する事。</li> <li>2 避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>3 災害要援護者対策に関する事。</li> <li>4 帰宅困難者対策に関する事。</li> <li>5 行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体の輸送及び収容に関する事。</li> </ol>
		救護班	健康課長	健康課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護に関する事。</li> <li>2 保健衛生に関する事。</li> <li>3 防疫に関する事。</li> <li>4 健康センターの防災及び維持管理に関する事。</li> </ol>
災対環境部	環境部長	清掃班	ごみ減量対策課長	ごみ減量対策課又は環境保全課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ、し尿及びびがれき処理に関する事。</li> <li>2 防疫に関する事。</li> <li>3 動物対策に関する事。</li> <li>4 水防活動の協力に関する事。</li> </ol>
		水防・下水復旧・水道班	下水道課長	下水道課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事。</li> <li>2 水防活動に関する事。</li> <li>3 応急給水活動に関する事。</li> </ol>
災対都市開発・建設部	都市開発部長 (都市建設部長)	都市整備班	まちづくり課長	まちづくり課に所属する職員、都市開発部参事及び水と緑と公園課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災住宅の応急危険度判定の協力に関する事。</li> <li>2 復興に係る都市計画に関する事。</li> <li>3 公共交通に関する事。</li> </ol>
		道路復旧班	まちづくり課長	区画整理支援課、都市開発課、まちづくり課又は交通対策課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急道路障害除去等に関する事。</li> <li>2 道路、橋りょう及び交通安全施設等の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事。</li> <li>3 災害復旧対策の土木工事に関する事。</li> <li>4 水防活動の協力に関する事。</li> </ol>
		建築班	たてもの整備課長	たてもの整備課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市有建物の応急危険度判定に関する事。</li> <li>2 被災住宅の応急危険度判定に関する事。</li> <li>3 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>4 被災市有建物及び被災住宅の応急修理に関する事。</li> <li>5 災害復旧対策の建築工事に関する事。</li> </ol>
災対出納部	会計管理者	出納班	会計課長	会計課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事。</li> </ol>
災対教育部	教育部長 (教育部理事)	施設班	教育庶務課長	教育庶務課に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事。</li> </ol>
		学校班	学務課長	学務課又は指導課に所属する職員、教育部参事及び市立小・中学校に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員の非常配備等に関する事。</li> <li>2 児童及び生徒の避難誘導並びに救護に関する事。</li> <li>3 児童及び生徒の応急教育に関する事。</li> <li>4 被災児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事。</li> <li>5 学校施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事。</li> </ol>
		社会教育班	生涯学習推進課長	生涯学習推進課、体育課、公民館又は図書館に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事。</li> </ol>
協力部	議会事務局長 (選挙管理委員会事務局長及び監査事務局長)	協力班	議会事務局次長	議会事務局、選挙管理委員会事務局又は監査事務局に所属する職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他の部班への協力に関する事。</li> </ol>

消防部 (消防団)	消防団長 (副団長)	各分団	各分団長	各分団員	1 水火災の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救出及び救急協力に関すること。 3 障害物除去作業の協力に関すること。 4 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。
各部共通	/	/	/	/	1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関すること。 2 部内職員の安否確認、動員及び配備に関すること。 3 所管施設及び所管事項の被害状況調査に関すること。 4 所管施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関すること。 5 関係防災機関等との連絡調整に関すること。 6 他の部班への応援に関すること。 7 その他本部長が特に命ずる事項に関すること。

備考 この表において「市民生活部理事」とは、市民生活部防災安全課に関する事務を担当する市民生活部理事をいう。

## ○小平市災害対策本部運営要綱（抄）

### （本部の設置）

第3条 市長は、小平市の区域内(以下「市内」という。)において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、第6条の規定による非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 小平市の職員(小平市休日、夜間等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要領(平成22年6月1日制定)第3条第3項に規定する緊急初動要員を除く。)は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかにそれぞれの勤務場所に参集しなければならない。

- (1) 休日、夜間等の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 勤務時間中に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (3) 休日、夜間等の勤務時間外に震度5弱の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、市長が出動を命ずるとき。
- (4) その他災害発生により第6条の規定による非常配備態勢が必要とされる場合において、市長が出動を命ずるとき。

### （本部の廃止）

第5条 市長は、市内において災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害が発生するおそれが解消したと認めるときは、本部を廃止する。

2 前条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

### （職員の服務）

第11条 本部の職員は、本部が設置されたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部に係る指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議又は出張を中止すること。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れるときには、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- (5) 非常配備態勢が発令されたときは、非常配備態勢別動員表により速やかに参集すること。
- (6) 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。

### （本部長室の開設）

第14条 災対調整部長は、本部が設置された場合は、直ちに本部長室を開設するために必要な措置を執るものとする。

2 本部長室は、小平市庁舎3階の災害対策本部室に開設する。



(本部長室の運営)

第15条 本部長は、規則第2条に規定する所掌事務について審議する必要がある場合は、副本部長及び本部員を招集する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部長室に前項に規定する以外の者の出席を求めることができる。
- 3 部長は、その分掌事務について協議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

#### ○小平市休日、夜間等における災害発生時の緊急初動態勢に関する要領（抄）

(趣旨)

第1条 この要領は、休日、夜間等に小平市の区域内(以下「市内」という。)において地震等による災害が発生した時(以下「災害発生時」という。)に、小平市災害対策本部条例(昭和38年条例第20号)に基づく小平市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置され災害応急対策の円滑な遂行が確保されるまでの間、災害緊急対策を行う緊急初動態勢に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び業務)

第3条 緊急初動態勢に係る組織、出勤場所及び業務内容は、別表に定めるところによる。

- 2 初動本部に初動本部長を置き、市民生活部理事(市民生活部防災安全課に関する事務を担当する市民生活部理事をいう。以下同じ。)をもって充てる。
- 3 初動本部長は、緊急初動態勢の業務を総括し、初動本部員及び初動地区隊員(以下「緊急初動要員」という。)を指揮する。
- 4 市民生活部防災安全課長は、市民生活部理事に事故があるときは、初動本部長の職務を代理する。
- 5 市民生活部理事及び市民生活部防災安全課長ともに事故があるときは、市民生活部理事があらかじめ指名する職員が、初動本部長の職務を代理する。

(緊急初動要員の出勤)

第5条 緊急初動要員は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかに指定された出勤場所に出動しなければならない。

- (1) 休日、夜間等の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生したとき。
  - (2) 勤務時間中に震度5強以上の地震が発生したとき。
  - (3) 休日、夜間等の勤務時間外に震度5弱の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、市長が出動を命ずるとき。
  - (4) その他災害発生により緊急初動態勢が必要とされる場合において、市長が出動を命ずるとき。
- 2 緊急初動要員は、特別の事情により出動できないときは、速やかに初動本部及び初動地区隊の隊長(以下「隊長」という。)に連絡しなければならない。

(初動地区隊員の責務)

第6条 隊長は、初動本部長の命を受け、初動地区隊の分担業務をつかさどり、所属の初動地区隊員を指揮する。

- 2 初動地区隊の副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 初動地区隊員は、隊長の命を受け、迅速かつ適正に初動地区隊の業務を遂行しなければならない。

(災害対策本部の設置後の事務)

第7条 緊急初動要員は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の災対調整部本部班の事務に従事することができる。

別表(第3条関係)

組織名	出動場所	業務内容
初動本部 市役所隊	小平市庁舎	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急初動態勢の庶務に関する事。</li> <li>2 東京都及び防災関係機関との連絡に関する事。</li> <li>3 初動地区隊との連絡に関する事。</li> <li>4 初動地区隊への指揮に関する事。</li> <li>5 災害対策本部設置の準備に関する事。</li> <li>6 その他災害緊急対策に関する事。</li> </ol>
第一小学校初動地区隊	小平第一小学校	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災連絡所の設置に関する事。</li> <li>2 担当防災対策地区内の情報収集及び連絡に関する事。</li> <li>3 その他担当防災対策地区内の災害緊急対策に関する事。</li> </ol>
第二小学校初動地区隊	小平第二小学校	
第三小学校初動地区隊	小平第三小学校	
第四小学校初動地区隊	小平第四小学校	
第五小学校初動地区隊	小平第五小学校	
第六小学校初動地区隊	小平第六小学校	
第七小学校初動地区隊	小平第七小学校	
第八小学校初動地区隊	小平第八小学校	
第九小学校初動地区隊	小平第九小学校	
第十小学校初動地区隊	小平第十小学校	
第十一小学校初動地区隊	小平第十一小学校	
第十二小学校初動地区隊	小平第十二小学校	
第十三小学校初動地区隊	小平第十三小学校	
第十四小学校初動地区隊	小平第十四小学校	
第十五小学校初動地区隊	小平第十五小学校	
元気村初動地区隊	小平元気村おがわ東	
花小金井小学校初動地区隊	花小金井小学校	
鈴木小学校初動地区隊	鈴木小学校	
学園東小学校初動地区隊	学園東小学校	
上宿小学校初動地区隊	上宿小学校	

## 2 震災活動に関する基準（消防団）

### 1 参集基準

本 団	1 震災非常配備（東京消防庁の基準）態勢が発令された時。 2 前1の地域に震度5強未満の地震が発生し、消防団長が必要と認めた時。
分 団	同 上

※ 東京消防庁の基準は、東京都23区、多摩地区のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。

### 2 参集場所

本 団	1 本団員は、消防団本部（防災安全課）に参集する。 2 副団長の1名は、消防団本部に参集後、団長の命により小平消防署署隊本部へ派遣出向し災害情報連絡を行う。
分 団	1 各分団員は、参集基準を満たした状況を覚知した場合、非常携行品を持参し速やかに分団詰所に参集する。 2 各分団員は、参集途上の災害情報を分団長に報告する。

### 3 活動基準

	統括者	任 務 内 容
本 団	団 長	1 消防団本部の設置・運営に関すること。 2 分団の出動命令に関すること。 3 署隊本部との連絡調整に関すること。 4 団員の参集・活動状況の把握と記録に関すること。 5 市内全域の被害状況等の把握に関すること。 6 非常用燃料等の確保に関すること。
分 団	分団長	1 受持区域内の災害を覚知した場合の出動に関すること。 2 ポンプ車隊及び可搬ポンプ隊の編成に関すること。 3 分団員の参集状況に関すること。 4 分団区域内の被害状況の把握と団本部への報告に関すること。 5 団本部からの指示及び命令の処理に関すること。 6 他市消防団の受援を受けた場合の連携に関すること。

※上記以外、団長・分団長が必要と認めた任務に関すること。

### 4 活動要領

	統括者	活 動 内 容
本 団	団 長	1 各分団の出動体制を把握する。 2 署隊本部及び各分団長の要請による応援隊の出動命令を行う。 3 各分団の参集状況の集計と活動状況を把握する。 4 火災・救助事象等の集計を行う。 5 災害現場の指揮活動を行う。 6 ポンプ車等の燃料補給及び団員宅の被害状況等を把握する。
分 団	分団長	1 自己分団のみで活動困難と判断した場合は、速やかに団本部に応援要請する。 2 受持区域内の火災及び救助事象等の対応処理を行う。 3 災害出動した場合は、活動状況を団本部へ報告する。 4 ポンプ車隊は3口、可搬ポンプ隊は2口放水を原則とする。 5 受持区域外の活動は、団本部命令による活動を原則とする。 6 警戒広報・住民情報等により被害の発生状況を把握し、団本部へ報告する。 7 他市消防団からの出動があった場合は、団本部に報告するとともに連携し活動を行う。

### 5 服装

防火着装

### 3 小平市災害対策本部会議の議事一覧

	開催月日	議事
第1回	3月11日(金) 16時30分～	(1) 各部の被害状況の把握 (2) 緊急初動要員の招集及び地区隊による現状把握指示 (3) 帰宅困難者の取り扱いを検討
第2回	3月13日(日) 23時30分～	(1) 計画停電に係る市の業務継続のあり方 (2) 節電への協力 (3) 市の業務に係る計画停電の影響に関する広報
第3回	3月14日(月) 10時30分～	(1) 小平市の被害状況及び対応状況 (2) 停電節電対応 ① 計画停電の実施及び節電に係る市民への周知 ② 計画停電の実施に伴う、停電時間中の業務の実施又は休止。 ③ 節電のための業務の休止 (3) 被災地支援 (4) 応急危険度判定士の応援派遣 (5) 市民ボランティアに係る対応 (6) その他各部からの報告事項
第4回	3月14日(月) 18時00分～	(1) 3月15日(火)の計画停電について (2) 災害対策本部への応援職員の派遣について (3) 計画停電に伴う、広報活動要員の要請について (4) その他各部からの報告事項
第5回	3月17日(木) 15時00分～	(1) 外部施設の節電対策について (2) 災害対策本部への応援職員の派遣について (3) 災害対策業務の今後の推移について (4) 車両用燃料の確保について (5) その他各部からの報告事項
第6回	3月28日(月) 13時15分～	(1) 今後、想定される業務の推移 ① 被災者・避難者の具体的な受入計画、受入体制 ② 被災地への人的支援、物的支援 ③ 東京電力の計画停電に対する情報収集、情報提供、節電対策 ④ 原子力発電所事故に対する情報収集、情報提供 ⑤ その他 (2) 災害対策本部の取り扱い (3) 閉館中の公共施設の取り扱い
第7回	4月12日(火) 14時00分～	(1) 災害対策本部の廃止と今後の対応について (2) 公共施設の再開について (3) 職員の被災地等派遣について (4) その他各部からの報告事項



## 5 ホームページ「緊急災害情報」及びメールマガジン「防災緊急情報」一覧

掲載日 (発信日)	題名	概要	メル マガ 発信
3月11日(金)	小平市の震度	小平市で震度5弱を観測	○
3月11日(金)	市立小学校 児童の引き取りについて	市立小学校で、児童の下校を保護者の引き取りにより行っていること	○
3月11日(金)	先の地震に係る被害状況について	地震による被害状況の速報	○
3月11日(金)	体育施設臨時休館のお知らせ	市民総合体育館等の地震による臨時休業のお知らせ	○
3月11日(金)	ガスメーターの復帰方法について	地震により自動停止したガス栓の復帰方法	○
3月11日(金)	「市政アドバイザー会議」中止のお知らせ	3月12日(土)に予定していた市政アドバイザー会議の中止	
3月11日(金)	東京電力からの節電のお願い	電力設備が大きな被害を受けたことを受けた、節電への協力をお願い	○
3月11日(金)	帰宅困難者対策について	小平第六小学校での帰宅困難者受入れ	○
3月11日(金)	西武鉄道の運転再開について	西武鉄道が一部の路線を除き、運転を再開との情報	○
3月12日(土)	帰宅困難者休憩所の閉鎖について	小平第六小学校の帰宅困難者休憩所を3月12日(土)午前7時をもって閉鎖	○
3月12日(土)	先の地震に係る被害状況について(第2報)	地震による被害状況の速報	
3月12日(土)	鉄道の運行再開について	JR武蔵野線の運行再開	○
3月13日(日)	計画停電について	小平市においても3月14日(月)に計画停電の実施予定があること	○
3月13日(日)	計画停電について(第2報)	3月14日(月)に計画停電が予定される地域と時間帯	○
3月13日(日)	西武鉄道の3月14日(月)の運行について	西武鉄道が計画停電への対応のため、一部区間を除き終日運休	○
3月14日(月)	断水の可能性について	東京都水道局より断水の可能性があるとの情報	
3月14日(月)	市立小・中学校の一斉休校(3月14日(月))について	市立小・中学校は全校で3月14日(月)に一斉休校	○
3月14日(月)	小平市災害対策本部の設置について	地震が発生した3月11日(金)にさかのぼって、小平市災害対策本部を設置	
3月14日(月)	計画停電について(第3報)	3月14日(月)の計画停電の予定変更	○
3月14日(月)	計画停電について(在宅医療機器の使用について)	人工呼吸器などの医療機器を使っている方への、停電の間の対応の注意喚起	○
3月14日(月)	西武鉄道の3月14日(月)の運行について(第2報)	西武鉄道の運行情報について変更	○
3月14日(月)	計画停電に係る市役所の窓口業務等について	計画停電中のシステム機器の停止により、住民票発行等の業務が実施できないおそれがあること	○
3月14日(月)	計画停電について(第4報)	3月14日(月)の計画停電の予定に再度変更(グループ分けの簡略化)	
3月14日(月)	コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行について	燃料関係の不足による3月14日(月)以降のコミュニティバス及びコミュニティタクシーの間引き運転又は運休の予定	○
3月14日(月)	地震の影響によるごみの収集について	道路の混雑等によりごみの収集が遅れる場合があること	○
3月14日(月)	計画停電時におけるガス機器の使用に関する注意	計画停電中にガス機器を使用する際の、換気の確保等の注意喚起	○
3月14日(月)	計画停電に伴う断水等の可能性について	計画停電により、一部地域で断水や濁水が発生し、長時間に及ぶ可能性があること	○
3月14日(月)	計画停電について(第5報)	3月14日(月)に予定されていた計画停電の一部回避(中止)	○

3月14日(月)	計画停電に伴う小平消防署からのお願い	停電時には家電製品のプラグを抜いておくことなどの注意喚起。	○
3月14日(月)	計画停電について(第6報)	3月14日(月)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月14日(月)	小平市立図書館の開館時間変更	中央図書館を含め全館(ただし分室を除く)の開館時間を当分の間、朝10時から夕方5時までとすること。	
3月14日(月)	地震の影響による体育施設の開放状況	余震の影響、施設の点検、計画停電の予定を踏まえた、小平市内体育施設の開放状況	
3月14日(月)	計画停電について(第7報)	3月15日(火)に計画停電が予定される地域と時間帯	
3月15日(火)	計画停電について(第8報)	3月15日(火)に予定されていた計画停電の一部回避(中止)	○
3月15日(火)	コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行について(第2報)	3月15日(火)及び16日(水)以降の運行情報	
3月15日(火)	計画停電について(第9報)	小平市の一部地域についてのグループ訂正	○
3月15日(火)	公民館の開館時間変更と施設予約システムでの予約について	中央公民館を含め全館の開館時間を朝9時から夕方5時までとすること。	
3月15日(火)	市民総合体育館設置の証明書自動交付機の利用時間変更	市民総合体育館に設置している証明書自動交付機の利用時間変更	
3月15日(火)	計画停電について(第10報)	3月18日(金)までの計画停電の予定	○
3月15日(火)	計画停電について(第11報)	3月15日(火)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月15日(火)	計画停電時のホームページ更新について	市庁舎で計画停電が予定される場合、ホームページの更新(防災緊急情報メールの発信)ができない場合があること	○
3月15日(火)	小平市民文化会館 ルネこだいら臨時休館	3月16日(水)から31日(木)まで臨時休館	
3月15日(火)	計画停電に伴うお願い(東京消防庁)	停電時の119番通報の方法等の案内	○
3月15日(火)	市民活動支援センター あすびあ開館時間変更	3月31日(木)まで市民活動支援センターの開館時間を朝9時から夕方5時までとすること。	
3月15日(火)	計画停電について(第12報)	3月16日(水)の計画停電の予定	○
3月16日(水)	計画停電時の証明書発行等のオンラインサービスについて	計画停電により、3月16日(水)のすべての証明書発行等のオンラインサービスを午後4時40分で終了すること	
3月16日(水)	証明書自動交付機の利用時間変更	節電対策による施設の閉館時間変更に伴う、証明書自動交付機の利用時間の変更	
3月16日(水)	小平ふるさと村の閉園時間の変更	地震による影響のため、閉園時間を変更する場合があること。	
3月16日(水)	公民館主催 春休み子ども映画会の中止	公民館主催の春休み子ども映画会の中止	
3月16日(水)	計画停電について(第13報)	3月16日(水)に予定されていた計画停電の一部回避(中止)	○
3月16日(水)	平櫛田中彫刻美術館 開館時間の変更	平櫛田中彫刻美術館の3月18日(金)までの開館時間	
3月16日(水)	東北関東大震災義援金	日本赤十字社による義援金受付の案内	
3月16日(水)	地震に伴うごみ減量のお願い	ごみの収集や処理に支障をきたす可能性があることを受け、より一層のごみの減量等のお願い。	
3月16日(水)	東北関東大震災義援金募金箱の設置	市庁舎等への義援金募金箱の設置の案内	
3月16日(水)	計画停電について(第14報)	3月21日(月・祝)までの計画停電の予定及び小平市の一部地域のグループ分けの再度訂正。	○
3月16日(水)	地域センター・元気村おがわ東の開館時間変更	地震による事業の中止と休館のお知らせ(随時更新)	

3月16日(水)	地震の影響による事業の中止や休館のお知らせ	地域センター18館及び元気村おがわ東の開館時間を31日(木)まで、朝9時から夕方6時までとすること。	
3月16日(水)	計画停電について(第15報)	3月16日(水)に予定されていた計画停電の実施	○
3月16日(水)	計画停電について(第16報)	3月17日(木)の計画停電の予定	○
3月17日(木)	計画停電について(第17報)	小平市内の第1グループの地域は、3月17日(木)以降は計画停電が実施されないこと。	○
3月17日(木)	計画停電時の証明書発行等のオンラインサービスについて(3月17日(木))	3月17日(木)の窓口での証明書発行等のオンラインサービスは午後1時40分で終了(証明書自動交付機は午後2時20分まで)。	
3月17日(木)	子ども家庭支援センター開館時間変更	子ども家庭支援センターの開館時間を3月31日(木)まで朝10時から夕方5時までとすること。	
3月17日(木)	計画停電について(第18報)	3月22日(火)までの計画停電の予定	○
3月17日(木)	市長からのメッセージ	現在の状況のご理解、冷静な対応と地域での助け合い等の市民へのお願い。	
3月17日(木)	計画停電について(第19報)	3月17日(木)に予定されていた計画停電の実施	○
3月17日(木)	節電協力のため市内公共施設を一部休館します	節電協力のための3月末日までの各公共施設の休館等の実施	○
3月17日(木)	節電協力のため土曜窓口開庁を休止します	3月19日(土)及び26日(土)の土曜窓口開庁の業務休止	○
3月17日(木)	計画停電について(第20報)	3月18日(金)の計画停電の予定	○
3月18日(金)	計画停電時の証明書発行等のオンラインサービスについて(3月18日(金))	3月18日(金)の窓口での証明書発行等のオンラインサービスは午前10時40分で終了(証明書自動交付機は午前11時20分まで)	
3月18日(金)	コミュニティバス・コミュニティタクシーの運行について(第3報)	コミュニティバスの3月22日(火)からの通常運行等	
3月18日(金)	福島第一原発の関連情報	放射線測定値の照会先(東京都福祉保健局又は東京都健康安全研究センター)の案内	
3月18日(金)	計画停電について(第21報)	3月18日(金)に予定されていた計画停電の実施	○
3月18日(金)	元気村おがわ東の利用を一部休止します	3月19日(土)から3月末日までの元気村おがわ東の一部利用休止	○
3月18日(金)	救援物資の受け付けについて	小平青年会議所が3月18日(金)及び19日(土)に行う救援物資受付の案内	
3月18日(金)	計画停電について(第22報)	3月19日(土)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月19日(土)	東北地方太平洋沖地震に係る、救援物資の受け付けについて(東京都)	東京都による救援物資受付の案内	
3月19日(土)	計画停電について(第23報)	3月20日(日)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月19日(土)	東北地方太平洋沖地震に係る、救援物資の受け付けについて(小平市)	3月20日(日)から実施する小平元気村おがわ東での救援物資受付の案内	○
3月20日(日)	計画停電について(第24報)	3月21日(月・祝)に予定されている計画停電の実施又は回避(中止)の判断について	○
3月21日(月・祝)	計画停電について(第25報)	3月21日(月・祝)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月22日(火)	計画停電時の証明書発行等のオンラインサービスについて(3月22日(火))	3月22日(火)の窓口での証明書発行等のオンラインサービスは午後1時40分で終了(証明書自動交付機は午後2時20分まで)。	
3月22日(火)	ごみ減量の緊急のお願い	計画停電の実施により、小平・村山・大和衛生組合が不安定な稼働が余儀なくされていることを受けての30～40%のごみの減量のお願い。	
3月22日(火)	コミュニティバス・タクシーの運行について(第4報)	コミュニティタクシー(大沼ルート、栄町ルート)の3月23日(水)からの通常運行等	



3月22日(火)	証明書自動交付機の利用時間変更について	節電対策による施設の開館時間変更に伴う、証明書自動交付機の利用時間の変更	
3月22日(火)	計画停電について(第26報)	3月22日(火)に予定されていた計画停電の実施	○
3月23日(水)	計画停電時の証明書発行等のオンラインサービスについて(3月23日(水))	3月23日(水)の窓口での証明書発行等のオンラインサービスは午前10時50分で終了(証明書自動交付機は午前11時20分まで)	
3月23日(水)	計画停電について(第27報)	3月23日(水)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月23日(水)	被災者受け入れのため八ヶ岳山荘一般開放を一時休止します	被災者を受け入れるため、4月及び5月の一般開放中止	
3月23日(水)	東京都水道局金町浄水場から放射性ヨウ素が検出された件について	問い合わせ先(東京都水道局多摩お客さまセンター)の案内及び小平市の配水システムの案内	
3月23日(水)	計画停電について(第28報)	3月24日(木)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月24日(木)	救援物資の受け付けは27日まで(小平市)(第2報)	3月27日(日)まで実施する小平元気村おがわ東での救援物資受付の再案内	
3月24日(木)	東京都水道局金町浄水場から放射性ヨウ素が検出された件について(第2報)	3月23日(水)の検出結果等	
3月24日(木)	3月26日(土)は土曜窓口開庁を実施します	3月26日(土)は通常どおり土曜窓口開庁を実施すること。	○
3月24日(木)	計画停電について(第29報)	3月25日(金)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月25日(金)	災害義援金の募金活動を行います	3月25日(金)に、小平市社会福祉協議会およびFC東京の協力等により実施する災害義援金募金活動の案内	○ (2回)
3月25日(金)	水道水の放射能測定結果について	東京都水道局による水道水の放射能測定結果の照会先の案内	
3月25日(金)	計画停電グループ分けの細分化について	5つのグループに分けて実施されていた計画停電について、それぞれのグループをさらに5つのグループに細分化して実施することとされたこと。	○
3月25日(金)	計画停電について(第30報)	3月26日(土)及び27日(日)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月25日(金)	外国人のための情報提供(がいこくじんのためのじょうほうていきょう)	東京都が外国人向けの情報を外国語で提供する専用ダイヤルの案内。(ひらがな及び英語で併記。)	
3月27日(日)	計画停電について(第31報)	3月28日(月)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月28日(月)	救援物資の受け付けについて(小平青年会議所)	小平青年会議所が一般向けに行っている救援物資受付の案内	
3月28日(月)	救援物資のご提供ありがとうございました【受付終了】	3月20日(日)～27日(日)に小平元気村おがわ東で受け付けた救援物資の結果報告	
3月28日(月)	市税の納期限等の延長等について	被災納税者に対して市税の納期限等を延長	
3月28日(月)	市内公共施設の再開について	4月1日(金)からの市内公共施設を再開。(ただし、夜間の利用は中止。)	○
3月28日(月)	計画停電について(第32報)	3月29日(火)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月29日(火)	FC東京 監督・選手による義援金募金活動について【報告】	FC東京の監督・選手、社会福祉協議会の協力による災害義援金募金活動の結果報告	
3月29日(火)	計画停電について(第33報)	3月30日(水)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月30日(水)	計画停電について(第34報)	3月31日(木)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
3月31日(木)	計画停電について(第35報)	4月1日(金)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○

4月1日(金)	計画停電について(第36報)	4月2日(土)から4月4日(月)までに予定されていた計画停電の回避(中止)	○
4月4日(月)	計画停電について(第37報)	4月5日(火)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
4月5日(火)	計画停電について(第38報)	4月6日(水)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
4月6日(水)	計画停電について(第39報)	4月7日(木)に予定されていた計画停電の回避(中止)	○
4月6日(水)	計画停電について(第40報)	4月10日(日)までに予定されていた計画停電の回避(中止)	○
4月8日(金)	計画停電について(第41報)	計画停電については、以後「原則実施しない」とされたこと。	○
4月12日(火)	市内公共施設の通常開館について	市内の公共施設について4月16日(土)から順次、通常開館。(ただし、グラウンド等のナイター使用は、当面の間、中止。)	○
4月13日(水)	小平市災害対策本部の廃止と「緊急災害情報」の閉鎖について	小平市災害対策本部を4月12日(火)付け廃止及び緊急災害情報ホームページの閉鎖	
<p>計  緊急ホームページ(緊急災害情報):117件  防災緊急情報メール:73件(上記に記載のないもの3件を含む。)</p> <p>※防災緊急情報メールは、初期の立ち上げ期に発信した3件を除き、緊急ホームページに掲載する記事と同期して、特に重要性又は緊急性が高い情報を発信する取り扱いとした。</p> <p>※上記のほか、6月17日(金)に防災緊急情報メールにて「【お知らせ】小平市内の空間放射線量の測定結果について」を発信。(6月16日(木)に、小平第一小学校及び小平第二小学校で、東京都により実施された空間放射線量の測定結果のお知らせ。)</p>			

## 6 防災行政無線（同報無線）発信一覧

日付	時間	放送内容
3月11日(金)	17時00分頃	市立小学校児童の保護者引き取りの依頼
3月13日(日)	16時00分	節電協力依頼
3月14日(月)	00時45分	計画停電の周知
3月14日(月)	07時14分	当日の市立小中学校の休校案内
3月14日(月)	12時46分	当日の計画停電回避
3月14日(月)	13時32分	当日の計画停電回避
3月14日(月)	17時03分	当日の計画停電回避
3月14日(月)	21時48分	翌日の計画停電周知
3月15日(火)	06時53分	当日、一回目(朝)の計画停電回避
3月15日(火)	15時42分	当日の計画停電、全て回避
3月17日(木)	09時06分	第1グループの計画停電、当面回避
3月18日(金)	19時33分	翌日の計画停電回避
3月19日(土)	18時39分	翌日の計画停電回避
3月21日(月・祝)	11時50分	当日の計画停電回避
3月23日(水)	10時34分	当日の計画停電回避
3月23日(水)	17時54分	翌日の計画停電回避
3月24日(木)	17時59分	翌日の計画停電回避
3月25日(金)	18時04分	3月26日(土)及び27日(日)の計画停電回避
3月27日(日)	18時17分	翌日の計画停電回避
3月28日(月)	17時11分	翌日の計画停電回避
3月29日(火)	13時08分	翌日の計画停電回避
3月30日(水)	12時54分	翌日の計画停電回避
3月31日(木)	12時00分	翌日の計画停電回避
4月1日(金)	11時14分	4月2日(土)～4日(月)の計画停電回避
4月4日(月)	12時15分	翌日の計画停電回避
4月5日(火)	11時25分	翌日の計画停電回避
4月6日(水)	11時00分	翌日の計画停電回避
4月7日(木)	09時07分	4月8日(金)～10日の計画停電回避
4月8日(金)	15時00分	今後の計画停電回避
計31回(上記に記載のないもの2回(日時等の記録欠損。)を含む。)		

# 7 市報こだいら「災害対策臨時号」

躍動をかたちに 進化するまち こだいら



平成23年(2011年)  
3月  
号外

発行：小平市  
編集：小平市災害対策本部  
〒187-8701  
小平市小川町二丁目  
1333番地  
☎042(341)  
1211(代表)



## 災害対策 臨時号

小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> 電子メール [info@city.kodaira.tg.jp](mailto:info@city.kodaira.tg.jp)

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により被災地では多くの被害を受けました。亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にはお見舞い申し上げます。市では災害対策本部を設置して対応を行っています。また3月15日午後10時すぎには静岡県東部で、16日午後1時には千葉県東方沖でも大きな地震が発生しました。市民の皆さんも震災に備え、緊急時の対応を家族や職場で相談し、地域で協力し合いましょう。

### 市長からのメッセージ

東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々に、小平市民を代表して心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

私たちが予想もしえなかった大地震が発生し、被災地はもとより実質的に大きな被害のなかった小平市でもその影響は甚大なものとなっています。市民の皆様には、節電(計画停電)への呼びかけにも冷静に対応していただき、心から感謝を申し上げます。被災地の皆様のご苦勞や、今なお復旧の目途さえ立っていない状況を思うとき、いま、私たちができることは、被災地への義援金支援、そして何よりも、節電に積極的に協力することにあります。

市でも、義援金募金箱の設置、市民総合体育館、市民文化会館(ルネこだいら)をはじめとした施設の閉館や窓口業務の一時中断などを、皆様のご協力とご理解の上、実施しております。より実効性のある節電を推進し、地域の方々の安全・安心のために出来る限りの対応を行いながら、今後とも正確な情報の把握と発信に努めてまいります。

市民の皆様には、私たちが直面している状況をご理解の上、冷静な対応と地域での助け合いを切にお願い申し上げます。

小平市災害対策本部長  
小平市長 小林 正 則

### 小平の被害状況

最大震度：5弱

人的被害：報告なし

物的被害：ブロック塀  
の倒壊、屋根瓦の落下



など複数件の報告あり

その他：市の公共施設では数件の被害はあるものの、大きな被害はなし  
(3月11日午後5時33分発表)

市報こだいら3月20号以降は、掲載する会議や催しの日程について、今回の震災の影響で中止、変更する場合があります。

詳しくはそれぞれの問合せ先または小平市ホームページをご覧ください。

### 市からの情報は

市では、災害時には、さまざまな方法で情報を発信しています。情報は常に更新し、新しいものをお知らせしていますので、ご確認ください。

- 小平市ホームページ  
(<http://www.city.kodaira.tokyo.jp>)
- 小平市メールマガジン(防災緊急情報)  
※登録の方法は右下にあります。
- 同報無線(公共施設などに設置されているスピーカー)
- 巡回広報車(緊急時のみ)
- 各公共施設での災害情報、計画停電情報などの掲示



小平市ホームページ緊急災害用トップ画面

### 計画的に停電が行われています

小平市は、地域によって第1または第3グループに属しますが、停電の時間帯は日ごとに変更されます。また、グループ自体も変更される可能性がありますのでご注意ください。

一部、第1と第3グループに分かれている地区があります(下表※印)が、両方停電になるということではなく、東京電力の送電のルートでいずれかになります。なお、美園町2・3丁目、大沼町2丁目は停電の予定はありません。

小平市のグループ分け (3月16日現在)

第1グループ	天神町1・2丁目一部(※)	上水南町1~4丁目
	大沼町1丁目一部(※)	喜平町1~3丁目
	花小金井南町1~3丁目一部(※)	津田町1~3丁目
	花小金井1~5丁目	学園西町1~3丁目
第3グループ	中島町	学園東町1~3丁目
	上水新町1~3丁目	仲町
	たかの台	美園町1丁目
	小川町1・2丁目	回田町
第2グループ	栄町1~3丁目	津田町
	小川西町1~5丁目	練木町1・2丁目
	小川東町	天神町1・2丁目一部(※)
	小川南町1~5丁目	大沼町1丁目一部(※)
第4グループ	上水本町1~6丁目	花小金井南町1~3丁目一部(※)
		花小金井8丁目一部(※)

小平市で把握している計画停電の情報は、東京電力から発表される情報に基づき公表していますので、詳しい区分けなどは東京電力へご確認ください。

問合せ 東京電力託送野支社 ☎0120(985)662 ☎042(202)2546(有料)  
※不要な情報の取りやめ、電報連絡の利用を控えるなど節電にご協力ください。

### 小平市メールマガジンなどの活用を

小平市メールマガジンは、パソコンや携帯電話で、市からのお知らせを電子メールで受け取ることができるサービスです。災害時には防災緊急情報を配信します。今回の震災では、地震発生の日3月11日から15日までの間に小平市ホームページ緊急災害情報を45件、メールマガジンからは32件あまりの情報を発信しました。

小平市ホームページは、<http://www.city.kodaira.tokyo.jp> から閲覧することができます。(Yahooやgoogleなどの検索サイトより「小平市ホームページ」と入力することにより、簡単に検索することが可能です)。

携帯電話での配信を希望する方は、携帯電話用ホームページ(<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m>)から配信登録を行ってください。右図の二次元バーコードを読み取ることでアクセスすることができます。



携帯電話用ホームページ(二次元バーコード)

※パソコンの場合は、小平市ホームページの「こだいらNEWS(小平市メールマガジン)」から配信登録を行ってください。

小平市携帯電話用ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m>